第２　第二号基礎的ＣＡＴＶアクセスサービスの提供に係る設備の区分

対象部門	設備区分	
固定端末系伝送路設備部門	加入者側回線終端装置	
	保安器	
	タップオフ	
	加入系同軸ケーブル	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系電気信号増幅装置	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系電源供給装置	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系光信号電気信号変換増幅装置	
	加入系電柱	加入者側回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系光ケーブル	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系中口径管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系共同溝	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系とう道	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	電線共同溝	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	自治体管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	情報ボックス	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	光ケーブル成端架	
	光信号送受信機	
	通信信号放送信号混合器及び分配器	
	局側回線終端装置	
海底ケーブル部門	海底光ケーブル	
	陸揚局設備	

第３　附属設備等の区分

附属設備等	附属設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備監視 市内線路監視
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産	その他無形固定資産

別表第５（第11条第２項第３号関係）

正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額＝$\sum_{n=1\sim経済的耐用年数}$（定額法正味固定資産価額（ｎ））÷経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額（ｎ）＝（期首定額法正味固定資産価額（ｎ）＋期末定額法正味固定資産価額（ｎ））÷２

期首定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×（ｎ－１）、最低残存価額｝

期末定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×ｎ、最低残存価額｝

定率法正味固定資産価額＝$\sum_{n=1\sim経済的耐用年数}$（定率法正味固定資産価額（ｎ））÷経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額（ｎ）＝（期首定率法正味固定資産価額（ｎ）＋期末定率法正味固定資産価額（ｎ））÷２

期首定率法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額×（１－償却率）$^{n-1}$、投資額×最低残存率｝

期末定率法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額×（１－償却率）^{n}、投資額×最低残存率｝

償却率＝１－（残存率）$^{1\div法定耐用年数}$

残存率＝0.1とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。